

3752

旧番号
A3759

昭和 25 年受理

永久 保存

第 137 号

1 册

第 8 画

支店長會議書類

自昭和二年春季
至昭和三年秋季

101

(d12-5-1)

審査部

公文			
第 1 門	第 4 類		
第 1 号	ノ 7		
昭和 12 年 10 月 19 日 登記			
永 久	保 存		
審 査	部		

昭和
年
月
日

昭和二年四月
本文及重務方協成原記録

日
本
銀
行

2

1413

昭和二年三月三十日

秋田 役

審査部 主任 殿

秋第三三号

来^レ四月七日ヨリ本支店事務協議會開催
已^レ了^レル旨、付^レ承^レ知^レ相^レ成^レ交^レ決^レ具^レ及^レ以^レ通^レ
知^レ也

昭和 年 月 日

支店長 居候ハ 八百室ヲ 使用シ
 休惣 至リ 四月 七日ヨリ 八百室 隣リ
 又 居長 室、 移 野 致シ
 昭和三年四月七日
 祇 書 室

又 居長 殿
 都 為長 殿
 携 査 役 殿
 相 査 役 殿



明七日午後二時八角室、中巻集相
成文止也
昭和二年四月六日
祕書長 後

文部局長 後
部局長 後
検査後 後
調査後 後



昭和二年四月七日、本支店
事務協議會席上ニ於ケル

總

裁

演

說



調

査

局

茲ニ本支店事務協議會ヲ開クニ當リマシテ、二三ノ事項ヲ申述ベタイト考ヘマス。

最近ニ於ケル我財界ノ状態ヲ觀マスルニ、昨年ハ爲替相場ノ急騰、對外貿易ノ逆勢、物價ノ續落等ノ爲メ商工業界ハ頗ル不振ニ陥リ、一般財界ノ不景氣ハ一層深刻トナリマシタ。本年ニ入りマシテハ、爲替相場ハ三月初、正金建値、對米四分ノ一方引上ゲラレ四十九弗トナリマシタガ、大体ニ於テハ保合ヒ状態ト云フベキデアリマス、又對外貿易ハ内外ニ於ケル物價低落ヲ反映シマシテ、其金額ハ減少ヲ示シテ居リマスルガ、輸入超過ノ勢ハ前年同期ニ比シテ幾分緩和セラレテ居リマス、即チ三月迄ノ入超過ハ前年ハ二億四千萬圓デアリマシタガ、本年ハ一億九千百萬圓（但シ三月分ハ何レモ内地二十六港ノ分）デ約四千九百萬圓ノ減少トナツテ居リマス、一般物價モ亦二月ニハ聊カ騰貴ヲ示シマシタガ、從來ノ低落傾向ハ昨年十二月ヲ最低トシテ大体保合ヒ状態トナルニ至リマシタ、即チ東京卸賣物價指數ハ一月、一七八五、二月、一八〇三、三月、一八

〇三、三月、一八〇ニヲ示シテ居リマス、而シテ金融ノ大勢モ本年ニ入
ツテ以來愈々緩慢トナリマシテ、舊正月後、二月早々ニ東京大阪ノ組合
銀行ハ久シ振リニテ其協定預金利率ヲ引下ゲ、其他ノ組合銀行ニ於テモ
引下ゲヲ實行シタ地方ガ少クアリマセヌ、尋イデ三月本行ハ震災後第三
回目ノ公定利率引下ヲ實行致シマシタ次第デアリマス、即チ本年ニ入り
マシテハ、我財界ハ依然不景氣ノ裡ニ一層金融緩慢ノ情勢ヲ示シツ、ア
ツタノデアリマス、然ルニ三月ニ入りマシテ丹後地方ノ震災アリ、又最
近京濱地方ニ金融界動搖ノ状態ヲ惹起スルニ至リマシタコトハ頗ル遺憾
トスル所デアリマス。

顧ミレバ、大正九年ノ反動竝ニ大正十二年ノ震災ニ因ル瘡痕ハ爾來未
ダ容易ニ癒エナイモノガアリマシテ、震災手形ノ如キモ未ダ其決濟ヲ了
セザルモノガ相當多額ニ殘存シテ居ル有様デアリマス、從テ銀行ノ内情
ニ於テモ尙整理ヲ要スルモノハ決シテ少クナイ状態デアツタノデアリマ
ス、而シテ本行ノ震災手形再割引期限ハ既ニ二回迄延期セラレマシタガ、

二

政府ハ此上更ニ期限ヲ延長セズシテ別途ニ之ヲ整理スルガ爲メ、震災手形損失補償公債法案及ビ震災手形善後處理法案ヲ今期ノ第五十二議會ニ提出セラレタ次第デアリマス。然ルニ右兩法案ニ對スル議會並ニ世上ニ於ケル論議ハ頗ル熾ンデアリマシテ、震災手形ヲ多額ニ所持シ居ルト目セラレタル銀行ニ對シテハ兎角ノ風評モ起リ、世間ニ自然不安ノ念ヲ生ゼシメ、中ニハ徐々ニ緩慢ナル預金ノ取付ニ遭遇スルモノモアルニ至ツタノデアリマス。是レヨリ先キ二月十四日廣部銀行ノ臨時休業ヲ見マシタガ、尋デ三月十五日ニ至リ東京渡邊銀行及ビ之ト關係ノ深キあかぢ貯蓄銀行ガ臨時休業ヲ爲スニ及ビマシテ、京濱間ノ小銀行ニ對スル取付ノ氣運ハ益々熾烈トナリマシタ。本行本店ハ十五、十六ノ兩日、二千九百餘萬圓ノ貸出ヲ爲シマシタガ、十九日ニハ中井銀行モ亦休業ヲ發表シマシタノデ、銀行ニ對スル不安ノ念ハ一層擴大セラレ金融界ノ動搖ハ頗ル懸念セラル、情態トナツタノデアリマス。仍テ本行ニ於テハ同十九日、主ナル市中銀行ノ代表者ヲ會同シマシテ、此際預金引出等ノコトアル場

三

合ニハ本行ハ出來ル丈ケ資金融通ノ便宜ヲ圖ルコト、此等ノ銀行モ亦本行ト協力シテ金融ノ疏通ヲ圖ル爲メ「コール」其他ノ貸出ニ出來ル丈ケノ手心ヲ用ユルコト等ヲ申合セ其旨ヲ發表シタノデアリマス、而シテ本行本店ハ同日ガ土曜日ナリシニモ拘ハラズ午後九時頃迄營業ヲ續ケマシテ、四千六百餘萬圓ヲ貸出シ、二十一日ノ祭日ニモ亦午後ヨリ夜半ニ亘ツテ二千二百餘萬圓ヲ貸出シ、以テ休日明ケ二十二日ノ手配ヲ爲サシメタノデアリマスルガ、二十二日ニハ八十四、中澤、左右田及ビ村井ノ四銀行モ遂ニ臨時休業ヲナスニ立テ到ツタノデアリマス、而シテ之ガ爲メ當日ハ預金ノ操展ヲ求ムル者各所ニ増加シ、殊ニ休業銀行ノ附近ニ在ル銀行ハ殆ンド多少トモ其影響ヲ受ケザルモノナシト云フ有様デアリマシテ、預金支拂準備ヲ充實スルノ必要ヨリ本行ニ融通ヲ求ムルモノ急ニ増加シ、二十二日ノ本店貸出高ハ實ニ一億四千七百餘萬圓ノ多キニ上ツタノデアリマス、恰モ此日震災手形關係法案ハ貴族院ノ特別委員會ニ於テ可決セラレマシタ、尙同日大藏大臣ハ本行ニ於ケル主ナル市中銀行代表

四

者ノ會合ニ臨席セラレマシテ、政府ハ此際財界安定ノ爲メニハ責任ヲ以テ充分努力スル決心ナレバ市中銀行ニ於テモ之ヲ諒シ共ニ財界ノ安定ニ努力セラレ度キ旨ノ希望ヲ述べラレ、本行ニ於テモ亦此際最善ノ努力ヲ以テ臨機ノ處置ヲ探リ平時ニ於テハ爲サマルコトヲモ行ヒ、苟モ自立ノ見込アル銀行ニ對シテハ極力資金ノ融通ヲナシ之ヲ援助スル決心ヲ有スル旨ヲ述べマシテ、何レモ之ガ聲明ヲ爲シタノデアリマス、而シテ京濱兩方面ノ取付ハ他ニモ影響ヲ及ボシマシテ、殊ニ埼玉縣下ニ於ケル預金者ノ動搖ノ爲メ、二十二日久喜銀行モ臨時休業ヲ發表致シマシタガ、取付騒ギハ大体二十二日ヲ以テ一段落ノ姿トナリ、二十三日ノ本店貸出高ハ五千八百餘萬圓ニ止マリマシテ、此等方面ノ金融界ハ漸次鎮靜ニ歸スルコトヲ得タノデアリマス。

京濱地方ニ於ケル動搖ノ結果トシテ、大阪、京都等ノ金融界ニモ不安ノ氣分ヲ生ジ、京都府下ニ於キマシテハ一、二小銀行ノ支拂停止ヲ見マシタガ、各銀行ノ手當モ迅速ニ出來マシテ甚シキ動搖ヲ來サズニ濟ミマ

シタノハ誠ニ仕合セデアリマシタ。

今回ノ金融界動搖ニ對シマシテ、本行ハ特ニ取引先銀行ニ對シマシテハ正規ニアラザル擔保品ヲモ受入レテ融通ヲ與ヘ、又取引先以外ノ銀行ニ對シマシテモ正規ノ擔保品ニ對シ特ニ融通ヲ與フルト云フ臨機應急ノ措置ヲ採ツタノデアリマス、而シテ本行ガ今回融通ヲ與ヘマシタル金額ハ、三月十五日以降二十三日迄ノ間ニ於テ、本店、並ニ大阪、名古屋、京都ノ各支店ヲ通ジ、實ニ四億一萬餘圓（外國爲替貸付金ヲ除ク）ノ巨額ニ達シタノデアリマス、從テ兌換券發行高ハ二十三日ニハ十四億八百萬圓ニ上リマシテ、十四日ノ發行高ニ比スレバ三億二千餘萬圓ノ増加デアリマス、而シテ此間ニ於ケル各銀行ノ預金拂出高ハ之ヲ正確ニ知ルコトハ出來マセヌガ、東京交換所組合銀行（但シ休業銀行ヲ除ク）ノ勸定ニ據リマスルト、三月十二日ニ對スル同二十六日ノ各銀行ノ預金殘高減少額ノ合計ハ五千百餘萬圓デアリマス、而シテ引出サレタル預金ハ大銀行並ニ郵便局ニ預入替サルベキコトハ想像ニ難カラヌ所デアリマシテ、

六

四月二日ニ於ケル郵便貯金ノ高ハ三月十七日ニ比較シマシテ、約千九百萬圓ヲ増加シテ居リマス、而シテ例年同時期ニ於テハ納税等ノ關係ニテ郵便貯金ハ一千萬圓見當ノ減少ヲ見ルテ普通ト致シマスカラ、此等ノ事情ヲモ考慮ニ加ヘマス、郵便局ニ預入替セラレタル高ハ三千萬圓見當カト想像致サレマス。

今回休業シマシタ東京方面ノ銀行ハ、何レモ皆早晚整理セラレネバナラス運命ニ在ツタモノデアリマスカラ、雖ナクモ今回ノ動搖ニ依リ他動的ニ其整理ヲ餘儀ナクセラル、ニ至ツタモノデアリマシテ、見様ニ依ツテハ財界ノ整理ヲ促進スル所以トモ謂ヒ得ラル、ノデアリマス、併シテラ此等休業銀行ノ整理ニ止マラズ、更ニ鈴木商店ニ關聯スル諸問題モ生ジテ居ルコトデアリマスルカラ、諸君ハ財界ノ推移ニ付テハ常ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ考慮ヲ怠ラサル様御心懸ケニナルコトヲ希望致シマス。

近キ將來ニ於ケル財界ノ推移如何ヲ想像シマスルニ、若シ今後ニ於ケル對外貿易ガ良好ノ成績ヲ齎ラスコト、モナリマスレバ、財界ハ之ガ爲

メ多少轉回ノ氣運ニ向フヤモ計ラレマセヌ、併シ乍ラ海外ノ方面ヲ觀マシテモ、米國財界ハ引續キ順調ニ推移スルデアリマセウガ、英國ハ昨年ノ炭坑夫罷業以來尙ホ疲弊ノ色ガアリマスルシ、其他ノ歐洲各國ニ於テモ亦幣制ノ改善其他財界ノ安定ニ依リテ需要ノ喚起セラルベキコトハ、尙未ダ容易ニ期待セラレナイ狀態デアリマシテ、加之東洋方面ニ於テハ、支那ノ動亂ハ最近更ニ惡化シテ居リ、又印度幣制改革ノ實施ニ伴ヒ今後トモ銀塊相場ノ變動ハ免レヌ所デアロウト思ハレマスルカラ、我對外貿易ノ前途モ容易ニハ樂觀ガ出來ナイモノトセネバナリマセヌ、從テ我財界ガ近キ將來ニ於テ良好ナル轉化ヲ見ルベシトハ到底期待スルコトノ出來ナイモノト覺悟スルヨリ外ハナイト思ハレマス。

今期ノ議會ヲ通過シマシタ銀行法ハ、銀行ノ基礎ヲ鞏固ニシ預金者ノ保護ヲ全フセンコトヲ主タル目的トシタモノデアリマシテ、政府ハ之ト同時ニ銀行検査官ノ増員ヲモ決行セラル、コト、ナツタノデアリマス、素ヨリ銀行業ノ發達ハ法規ノ改正、政府ノ監督等ニ依ルノ外、當業者ノ

自覺ニ俟ツコトガ頗ル多イノハ當然デアリマスルガ、改正銀行法ノ運用宜シキヲ得マシタナラバ、我金融界ニ相當ノ好果ヲ齎スデアロウト思ハレマス。

貸出標準ノ改正ニ付キマシテハ、此會議ニ於テモ研究ヲ重ネタ所デアリマスルガ、今回ノ改正ニ據レバ貸出標準額ハ大体ニ於テ増加セラレタノデアリマスルケレドモ、之ガ爲メ貸出ニ多少ナリトモ危険ヲ踏ムト云フコトガアルベキデナイコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、此點ニ付諸君ノ注意ヲ促シマスルト共ニ、尙此上トモ各銀行ノ實情ニ應ジテ適切ナル標準ヲ定ムルコトニ充分注意セラレンコトヲ希望致シマス、又去ル三月本行利下ゲノ際國債擔保ノ貸出ニ比シ、商業手形割引ノ歩合ヲ更ニ幾分引下グルコト、致シマシタガ、苟モ商業手形ノ割引ニ際シ優良ナル商業手形ト然ラザルモノトヲ混淆シテ其結果放漫ナル貸出ニ陥ルガ如キコトハ、此ノ改正ノ趣旨ニ反スルモノデアリマス、是レハ既ニ諸君ノ充分ニ了知セラル、所デアルト信ジテ居リマス。

今回ハ特ニ議案トシテ提出シタモノハアリマセヌガ、打合ヲ要スル事
項ニ付テハ充分ノ協議ヲ遂ゲラレンコトヲ希望致シマス。

昭和二年三月卅一日

審査部主事殿

調査局長



別紙ノ通り各支店長ニ依頼致候間右御承知置被下度候也

昭和二年三月卅一日

調 査 局 長

支店長殿

拜啓來ル七日ヨリ開催ノ本支店事務協議會ニ御上京ノ機ヲ以テ各支店ニ於ケル物價調査（指數作製ノ事等）ノ件ニ關シ御高見拜承致度ト存候ニ就テハ豫メ左記事項御考慮置願上度此段得貴意候也

記

一、支店物價指數ハ引續キ作製ノ必要アリヤ否ヤ。

一、假リニ其必要ナシトシ之ヲ廢止スルモノトセハ地方重要商品調等ノ如キ本支店ニ於テ參考トナルヘキ物價調ヲナスノ必要ナキヤ否ヤ若シ是アリトセハ其方法等。

(四月七日)

昭和二年四月本支店事務協議會記錄

深井理事

今回ハ問題モナク意見ノ交換ニ止メ度地方ニヨリテハ事件ノ生スル
恐アルヲ以テ正式ノ會議ハ短クシ又支店長ヨリノ報告ヲ聞クコトヲ
止メ他ノ理事其他ヨリ御話ヲ願フコト、致度シ

總裁ノ話 (記錄ナキヲ以テ略)

深井理事

總裁ノ御話ニテ大体盡クルモ一言付ケ加へ度即チ今回ハ平常爲サ
ルコトヲモ爲シ鎮靜ヲ計リタルモ大正十二年ヨリ十三年ニ至ル期間
ニ採リタルモノトハ多少心持ヲ替ヘタリ本行ノ自衛ハ常ニ忘ル、コ
トナキモ震災當時ハ金融界ノ事態重大ナリシト本行ガ過去ニ於テ何
等如此コトヲ爲シ居ラザリシガ此度ハ事態ノ重大サニ於テモ多少ノ
差アリタルト同時ニ本行ノ状態ハ前ノ場合ト大ニ異リタルモノアル

ニ付本行ノ損失ヲ來サマルヲ第一段トセリ地震ノ際ニハ擔保サヘアレバ融通セシモ今度ハ自立ノ見込アルモノニ限ルコト、セリ
永池營業局長

今日アルハ己ニ豫期セラレタルモ多少時期ヲ早メタル感アリ

一、爲替ノ回復

二、二三流銀行合同說ノ發生

三、議會ニ於ケル震災手形法ノ討議

四、惡德新聞ノ攻撃

太田廣島支店長

不動産貸ノコト新聞ニ見エタルガ如何

深井理事

主旨トシテ考慮セザリキ

今度ノ事件ニヨリ体験スル處ニヨレバ債權擔保ハ信用貸ト擇ブ所ナシ登記ヲスレバ信用ヲ害スベク登記セザレバ今後ト雖モ考慮スルコトナカルベシ

勸業銀行ニ資金ヲ供給スルコトモ例ハ大正十二年ニハアリタルモ此際ハ之ヲ廢セリ

菊池福島支店長

重役個人保證ヲ擔保ノ補足トセラレタリヤ

深井理事

重役個人保證ハ實際ニ於テ有効ナラズ擔保物處分ヲ世話セシムルニ都合ヨキ位ノモノナラン

石塚松本支店長

震災前ニ比スルモ今日ノ方ガ嚴格ナルカノ如ク考ヘラル、ガ如何
深井理事

大正九年モ今日ト殆ント同ジ

最モ七十四銀行ニ對スルモノ、内ニ一團ノ例外アリ夫レ以外ニハ七
十四銀行ニ對スル貸出ニモ損害少シ

増田ハ少シ行違モアリ損失ヲ生シタリ大正十一年ノ暮ノ場合ニ於ケ
ルモノハ損失ナシ

日本銀行ハ平素ハ頑固ノ態度ヲ持シテ余力ヲ蓄ヘ又事件發生貸金ノ際ハ
擔保ノ種別ノミハ多少擴張スルガ損失ハ之ヲ避ケルコト、スベキナ
リ又貸スコトニシテモ根據ヲ有スベク今度ハ種ヲ見テ貸スコト、セリ

石塚松本支店長

擔保ノ掛ハ如何成規ノ掛ハ如何ナリシヤ

永池營業局長

成規ノモノハナカリキ

司城審査部主事

見返品ニモ今日ニハ砂糖株ノ如ク相場ニ波瀾アリ「~~兼~~内」ヲ活用サ
レタシ

永池營業局長

新株ノ時價カ拂込ニ充^タサルモノハ絶對ニ不採

太田廣島支店長

取引先中不動産以外見ルヘキモノナキ場合資金融通ノ途ナキヤ

深井理事

見テ居ル外ナカラシ

司城審査部主事

取引先ニナリタルカ寧口誤ナリ

太田廣島支店長

愛媛銀行カ其實例ナルカ如何

深井理事

傍觀ノ外ナカラシ

濱岡理事

農工銀行等ヲ通シ融通ノ途ナキヤ

太田廣島支店長

既ニ貸出ノ上ナレハ農工モ勸銀モ融通セス

濱岡理事

農銀、勸銀ノ出來ナイモノハ日本銀行ハ更ニ出來ス

深井理事

日本銀行ノ爲シ得ルコトニ限りアリコレヲ考ヘスシテ地方ノ狀況ニ
應スル如クスルコトハ出來兼ヌルナリ

石塚松本支店長

田舎銀行ハ底カ淺イ故一ツカ倒ルレハ支店長ノ威力ニテハ如何トモ
出來ス故ニ本店ヘ伺出ツルノ外ナキ場合アラン

深井理事

其場合扱上都合ヨケレハ伺出ハ自由ナリ

菊池福島支店長

福島地方モ同様ナリ

深井理事

休業中ノ某行ノ如キモ尙千三百萬圓ノ根據アリト言フモ全ク見ルヘ
キモノナシ

菊池福島支店長

取引先ハ何等カノ考慮ヲ要スト思フ

深井理事

地方ナルカ故ニ考慮セサルニ非ス東京ニハ更ニ大ナル問題アルモ考
慮スルヲ得ス

永池營業局長

取付ノ傳染力ハ昔ヨリ弱クナリタリ
之ハ御互ニ心得置クヘキコトナリ

(最近ニ於ケル取付ノ實況ヲ述フ)

太田廣島支店長

貯藏ト貯蓄ト誤傳サレ第一ノ支店長驚キタルモトアリタリ

深井理事

全ク資産ノ狀況ニ關係ナク唯取付ケラレタル場合ニハ扱ヒ方モ異ナルヘキモ今日ノ實情ハ如此コト少ナキニ付日本銀行ト雖手ノ届キ兼ヌル場合多シ

大塚京都支店長

鈴木ニ關係シテ藤本ビルブ^ローカー銀行ニ就テ兼^兼リタシ

深井理事

星埜氏ヨリ話アラシ

星埜大阪支店長

特別融通ニ付特ニ御注意ヲ得タシ

深井理事

明日諸君ノ質問ニ對シ説明又ハ指示スルコトトシタシ

不動産ニ付テハ勸業銀行ニ或ル調ヲサスト言フコトハ必スシモ出來
サルニ非ス

司城審査部主事

不動産ニテ三十萬ト^四言フコトハ口數ハ非常ニ多數ニ上ルコトナリ故
ニ不動産ハ融通上非常ニ困難伴フ

永池營業局長

地券ハ如何

深井理事

考へ居ル處ナルモ今日ノ間ニ合ハス立法論ノ範圍ヲ出テス

(四月八日)

支店ニ於ケル物價調査ヲ如何ニスヘキカニ

堀越 調査局長

兌換券整理法ノ實施上損券回收ノ手心ニ就テ

清水 文書局長

神戸ニ於ケル銀行界動搖ノ狀況附大阪支店ニテ一部取引先ノ内狀ヲ知
ル爲徵求シ居レル計表ニ就テ星塾大阪支店長

(四月十二日)

人繰、初任給、銓衡等ニ關スル件

田 中 秘 書 役

國庫制度、代理店引受銀行ノ支拂停止ノ場合ノ處置、健康保險金拂込
ノ受付方ノ件

峯山代理店ノ震火災ニ依リ燒失シタル政府保管國債ヲ汚染毀損トシテ
處理スルノ件

中根 國庫局長

岡本 調査役

代理店検査方法改正ノ趣旨ニ就テ

金子 検査役

労働指数ノ公表ニ就テ

堀越 調査局長

伊藤 (作) 調査役

今回ノ銀行取付ノ際ニ本店出納上ニ現ハレタル兌換券ノ種類^{種類}及其内本
行^書ノモノ、回収率等ニ就テ

奥出 納局長

昭和二年十月廿二日

秋
老
後



祝
第
二
号

来十一月七日ヨリ 本支店事務協議会
開催に際し以て、付内形を、お成度は、
及、由通、有、此、也
且、于、会、期、に、回、り、乃、ノ、豫、定、に、有、之、也

昭和二年十一月七日

本支店事務協議會
席上ニ於ケル

總裁演說

此度ノ會議ニハ是ト云フ問題ハナイカラ今日ハ雜談的ニ今ノ金融界ノ狀態、休業銀行ノ始末等ヲオ話シテ將來ノ事ヲ相談シタイ。

休業銀行中テ日本銀行ノ手ヲ離レタモノハ村井、中井、左右田、中澤等テアル八十四銀行ハ内容ノ調査ハ終ツタカ株ノ拂込カ未ダ完了シナイケレ共之ハ遠カラス本行ノ手ヲ離レルコトニナルト思フ。又東京渡邊銀行ハ内容調査中テアルカ繋争事件ガアリ帳簿外ノ債務モ多額ニアルノテ只今ノ處テハ見込カ付カヌカ之モ十日カ二週間ノ内ニハ片付ケル積リテアル。

地方ノ休業銀行モ調ヘタ處到底望ミナキモノカ澤山アルカ調査ノ上獨立開業ノ見込アルモノハ開業サセ獨立開業見込ナキモノハ他ニ合併ノ方法ヲ探ラネハナルマイ。

例へバ徳島銀行、鞍手銀行ナト現ニ調査中テアルカ鞍手ノ如キハ結局ハ
獨立シテヤツテ行ク見込ハナイカラ他ニ合併サセテヤリタイ、又徳島銀
行モ調査中テアルカ之モ同様デアロー。近江十五ハ世間ノ問題トナツテ
居ルガ是迄ノ實際ヲ話セバ近江銀行ハ當初重役提供私財ノ高カ問題トナ
ツタガ重役ト預金者ト直接テハ話カ纏マラヌカラ公平ナ見地ニアルカ
仲ニ立ツ必要ガアルノデ渡邊千代三郎君ニ依頼シ同君カ日本銀行ニ來タ
其時ハ單獨整理ト云フノテ、問題ハナカツタ。近江銀行ノ欠損ノ調査カ
正確ナモノナラバ單獨整理モ不可能テモアルマイト思ツタカ日本銀行テ
調査シタ結果ハ欠損カ増加セル爲メ渡邊君ニ單獨整理ハ不可能ト思フカ
ヤルナラヤリナサイト云フテ置イタガ近江銀行ハ成行上單獨整理ノ已ム
ヲ得サル事情ニアツタ。銀行ヲ堅實ナルモノニスルニハ預金ノ切捨カ必
要タシ同時ニ重役私財ノ提供ヲ増スヨリ外ナイカ重役ノ提供私財ノ程度
ニ付テハ仲々簡單ニ行カス江州及大阪テモ知事カ關係シテ十ヶ年賦案カ
出來タカ何人カ引受テ經營スルカ、問題トナツテ之ヲ引受テ經營ノ任ニ
當ル者カナク現在ノ重役モ引受ケル氣カナク又渡邊君ハ之ヲ發表スルノ

ヲ躊躇シテ居タノテ之カ爲メ三、四十日ハ徒ニ過キテ仕舞ツテ結局日本銀行ニ依頼スルコト、ナリ再ビ他ノ休業銀行ト同様ニ取扱フコト、ナツタ同行ノ調査ハ五月頃カラ初メタノテアルカ六、七、八、九、十ノ五ヶ月間ハ之カ爲メニ我々ノ責任ナシニ遅レタ譯テ若シ誠意ヲ以テヤツタナラバ二、三ヶ月間テ出來タコト、思フ。

十五銀行モ最初川崎造船所ノ整理ト一緒ニスル筈テアツタカ川崎造船所ノ整理ハ不可能トナリ從テ十五銀行ノ整理モ不可能ニ陥ツタ、其後同行ノ内容ヲ日本銀行テ調査シテ居タガ其内ニ又同行ハ單獨整理テナケレハイカヌト云フ事トナツタ（誰レカ云ヒ出シタカ知ラヌカ）ソコテ出來ルコトナラハ結構ナコトダト言フ譯テ單獨整理テヤル事トナツタノテ十五ノ問題ハ今日テハ日本銀行ノ手ニハ無イ、誰レカ、ヤツテ行クタロトト思フ、一体銀行ノ整理ハ誰カヤルベキカ、夫ハ理窟カラ云ツテモ實際ノ状態ヨリ云フモ潰レタ銀行自体、銀行ノ株主、其代表者タル重役カ案ヲ立テ預金者ニ了解ヲ得テヤルベキテアルカラ銀行ノ方テ單獨整理ヲヤルト云フノニ日本銀行カ之ヲ止メサセルト云フ譯ノモノテナイカラ傍觀シテ居

ルヨリ仕方カナイ。休業銀行整理ノ爲メニ昭和銀行設立ノ手續ヲシタリ
休業銀行ノ調ヲシタリ審査部テ一生懸命ヤツテ居ルガ之レハ氣ノ毒ナコ
ト、ハ思フカ已ムヲ得サル所テ當然ノ職務トシテヤルヨリ外ハナイ。
休業銀行ノ整理ニ付我々カ（日本銀行ノ職員トシテ、ナク）社會人ノ一
人トシテ考フルニ資本金積立金迄喰ヒ込ム様ナ欠損ヲ作ツテ銀行ヲ潰ス
様ナ人々タカラ銀行ノ預金者等ヲ救ツテヤルト云フ様ナ誠意アル者ハナ
イ斯クシテ時日ヲ經過スル間ニ銀行ノ財産ハ段々減シテ行クノテアル、
或ル銀行ノ如キハ從來ト同シ行員ヲ使ヒ同様ノ給料ヲ支給シテ今日迄維
持シテ居ルカ、ル状態ヲ繼續シテ行ケハ一年ニハ約一千萬圓ノ失費ヲ見
ルニ至ル、カ、ル状態ヲ默視スル譯ニハ行カヌ、近江銀行ノ如キモ徒ラ
ニ日ヲ過スコトハ銀行ノ資産ヲ減ラスノミテアル、十五銀行ナドハ如何
ニナリ行クカ譯ラヌ。單純ナル「バンカー」トシテ見レハ單獨整理ヲヤ
ツテモ其銀行モ行ク行クハ潰レルト思フ我々ノ長イ間經驗ニヨリ大體ヨリ
云へハ銀行カ一旦休業シタ以上ハ重役カラテモ多額ノ私財ノ提供ヲセナ
ケレハ（今治商業ノ如キ）單獨整理ハ出來ルモノテナイ之ハ誤ル場合カ

アルカモ知レヌカ我々ノ今迄ノ經驗ニ依レハサウテアル、銀行家トシテ諸君ガ之等ノ點ニ付キ大体ノ概念ヲ有スル必要上左様考ヘテ居テヨカロト思フ。

昭和銀行モ初メハ近江、十五モ入レル積リテ資本金ヲ千五百萬圓位ニスル積リタツタカ近江、十五ノ加入カ不明トナツタノテ千萬圓ノ資本金テヨカロト云フコトニナツタノタカ之レニハ三井、三菱、安田、住友、第一ノ五銀行カ財界整理ノ爲メ貢獻スルト云フ見地カラ資本金ノ半分ヲ持チ又場合ニヨツテハ自行カラ重役ヲ出シテモイ、ト云フコトニナツタ尙又總株式ノ内五萬株丈ハ公募スル方カヨカラウト云フ事トナツテ出來上ツタノテアル、昭和銀行設立ノ趣旨ハ休業銀行整理ノ爲メテアルカ現狀ヨリ見レハ生キタ銀行中經營困難ナ立場ニアルモノモアルカラ之ヲモ合併サセル方カヨイト云フ事ニナツタノテアルカ、今日迄ノ實狀カラ見レハ今年中ニハ昭和銀行ニ合同カ出來ルト思ツテ居ル。

休業銀行中テ時日ハ不明ナルモ村井、中井、中澤、八十四ノ四行ハ今年中ニ整理ヲヤリタイト思フ、然シ之ハ相手方カアル事故紛糾スレハ困ル

カ現状カラ見レハ先ツ出來ルト思フ、未タ五十日位ハアルカラ何トカナ
ルテアラウ。近江銀行ノ如キハ株式ノ拂込金ノ拂込期日カ十二月五日テ
アリ其後テナケレハ整理案ハ出來ヌカラ今年中ニハ整理案ハ出來マイト
思フ、來年ニナルト預金者ノ承諾ハ得ニクイト思フカ如何トモシカタキ
次第テアル。

私ノ大体ノ所感ヲ述フレハ全國ニ經營困難ナ整理ヲ要スヘキ銀行カ澤山
アルカラ補償法ノ期間内ニ目星シイ銀行丈ケハ整理サシテ置カヌト再ヒ
機會ハ來ヌト思フ。

合併問題ニ付テモ都會地ノ銀行ニハ其心配ハナイカモ知レヌカ地方ノ銀
行中ニハ資本金増加ノ必要カアル、大藏省ノ合併勸奨ニ付テハ私ハ反對
テ合同ト云フコトハ簡單ニハ行カヌト思フ、然シ大藏省トシテハ有力ナ
武器カアル即資本金ノ増加ニ付テハ合併ニヨルコトヲ慫慂シ得ル立場ニ
アル。一縣ニ一行トカ二行トカ云フコトハ理想ニ過キナイカ増資ノ方法
トシテハ大藏省ノ了解ヲ得ル必要カアルカラ便利テアル、今日迄大藏省
ノ勧誘ノ結果ニヨル合併ハ未タ實現シテイナイ。

郡部ニアルモノハ日本銀行トシテハ取引關係モナイシ色々不便ナ點カアルカラ之ハ大藏省ノ勸誘ヲ利用スルコト、シ市郡ニアル主要銀行テ内容不良ノモノハ全國ニ亘ツテ整理シテ見ヨウト思フカ之ハ困難ナ問題デアル多數ノ銀行カ固定貸ヲ有シテルモノヲ整理サセレハ之カ爲メニ取付カ起ル虞カアルカラ補償法テ融通ヲシテヤル
今補償法テ融通シテ居ルモノハ小銀行カ悪イ銀行テアツテ中位ノ銀行ハ少シモ整理カ出來テ居ナイ生キテル銀行ノコトヲ考ヘルコトカ主要問題テ休業銀行ハ第二ノ問題ト思フ。
今都會ノ銀行ノ整理ヲヤツテイルカ次第ニ地方ニ及ホス積リテアル、之ハ六ヶ敷イコトデアルカ是非ヤリタイ。
諸君モ自分ノ管轄内ノ銀行ニ付キ合併ノ方法ニ付テ考ヘテ貰ヒタイ。
支店長會議中ニ考ヘテ重役迄意見ヲ述フルナリ又ハ歸任後報告スルナリシテ貰ヒタイ、理想論テハ駄目デアル出來ル丈ノコトヲヤツテ見タイ、テナケレハ此儘都會地ノ休業銀行ハ片付イテモ地方ニアル銀行ハ片付カナイ。

又經濟界ノ現状及將來ニ付テ觀測ヲ下スコトハ六ヶ敷イカ先ツ本年五月
カラ六月ニカケテハ銀行テモ其他ノ會社テモトウナルノカ今カラ見ルト
餘リハツキリセナカツタカ銀行ノ側カラ見レハ之レモ惡イアレモ惡イト
云フシ會社ノ方カラ云ヘハ得手勝手ナコトハカリ云ツテ居ルビルブロー
カーハ疲弊シテ經營困難ナ状態トナツタ。今日ノ所ハ小サイ所テ金融ノ
困ツテル所ハアラウカ川崎造船所ヤ鈴木商店ノ如キ大キナ會社ニ付テハ
別ニ大シタ事ハ無イト思フ又銀行ハ融通等ノ關係テ大概自分ノ手ニ入ツ
テ居ルカ前ノ事カラ考ヘテ見ルト此後財界ニ大シタ波瀾モ起ル様ナコト
ハアルマイト思フ、此上又カ、ル問題カ再發シハセヌカト心配スル向モ
アルカ自分ハ左様ニモ思ハヌ、今我々カ考ヘテル事ヲ實行シテ見タラヨ
カラウカト思フ、中々整理ヲヤルコトハ理想論テハイカヌ一々法律ツク
メ理屈ツクメテハ駄目テアル政治ヲヤル人カラ見ルト經濟界ノ人トハ反
對ナ事ヲヤラサルヲ得ナイ場合カアルカモ知レヌ經濟界ハ雜然ト色々ナ
分子カ入ツテルカラ理想論テハイカヌ實情ニ應シテ努力シテ行カネハナ
ラヌ其成績如何ハ以テ諸君ノ管轄内ノ銀行カ諸君ニ信賴シテイル程度カ

分ル譯テアル今日ハ日本銀行ニ持ツテ行ケハ休業銀行同様頗ル嚴格ナ方
法テヤラレルカラ日本銀行ニ頼ムコトハ困ルト云フ風ニ敬遠スル傾向モ
アルカ之ハ日本銀行ニトツテハ結構ナコトテ本行ノ信用ヲ高メルコトニ
ナルカ餘リ怖カラレル計リテモイカヌ財界ノ一員トシテ世話ヲシテヤル
ト云フコトモ考ヘネハナラヌ本行ノ條例定款其他ノ諸規定ニヨリヤルコ
トハ必要タカ又世話ヲシテヤルト云フ心掛ケモ何レニシテモ目下ノ財界
ヲ脊負ツテ整理ヲヤラウト云フ人ハナイ。

大藏省ハ合併等ニ付テ理想論ハ唱ヘルカ其跡始末カヤレルカ或ル程度迄
ハ日本銀行カ始末ヲスルヨリ外ハナイ。此跡始末カ仲々問題テアル將來
ノコトハ大袈裟ニ考ヘス理想論ハトウテモヨイ只多少ナリトモ「ベター」
ニナルコトニシタイ如何程テモ財界改善ノ效果ヲ舉ケル様ニシタイト考
ヘテ置イテ貰ヒ度イノテアル。

昭和
年
月
日

昭和
三年
五月

日
本
銀
行

40

1452

昭和三年五月二十一日

本支店事務協議會
井上總裁演說
席上ニ於ケル

此度ノ支店長會議テノ主ナ協議事項ハ特別融通テ貸シタ金ノ取立方法ニ關スル考究テアル、融通金取立ノ根本方策ハ固ヨリ之ヲ一律ニ決スルコトハ出來ナイ、或モノハ既ニ償還方法カ定マツテ居ルカ、整理未完了其他ノ爲メ未タ決定ヲ見ヌモノモアリ、勿論豫想通りニハイケヌカ、是等ニ就テハ相手方タル被融通銀行ノ狀態ニ應シ個々別々ニ研究シ案ヲ樹テ、貰ヒタイ、ソシテ回收促進ニ使セシカ爲メ年賦償還ノ方法ヲ講セシメタイモノテアル、ソコテ有價證券貸シハ三年テ取立テ、不動産擔保ノ

分ハ大体五年位ノ内ニ回收シタル意嚮ヲ持ツテ居ル。

強チ特別融通ノ場合ニ限ラス、貸出先ハ一般ニ擔保時價カ下レハ値ノ高クナル迄手放スノヲ嫌ヒ、貸主ハ成ルヘク早く回收ヲ希望スル次第デア
ルカ、大体市價變動ノ點カラ考ヘ、有價證券ノ場合ハ三年ノ間ニ換價處
分シテ回收カ出來ルモノト思ハレル。不動産擔保ノ場合ハ其趣ヲ異ニシ
テ居ルカ、之レモ概略年限カ定メタイ、所カ既ニ處分シ得タノハ格別、
假リニ不動産擔保テ百萬圓ノ融通ヲ受ケ、之ヲ五年賦テ償還スル成約カ
アルトシテモ毎年二十萬圓宛不動産ヲ賣却シテ返金スルコトハ到底望ミ
難イ、從テ其大部分ハ勸銀ナリ農銀ナリニ擔保トシテ入レ借リタ金テ返
還スルヨリ外ナイコトニナル。然シ補償法テ不動産ヲ提供シテ金ヲ借り
銀行ヲ整理スルモノニ對シテハ不動産ノ肩替リヲスル以外ニ、五年賦ニ

シテ其銀行ノ状態カトウテアルカモウ一度考慮シテヤル必要カアル、此意味テナラ相當ノ程度迄イケルモノト思ハレル、尙ホ勸銀ノ肩替リニ就テハ不動産評價額ノ掛ヤ利率ノ點テ補償法ニヨル融通ノ場合ヨリハ多少ノ無理ハアルカ、ソレモ生キテル銀行テハ預金ノ増加ニ因テ返済ニ充當シ得ルノテ左シテ差支ハナイト思フ。兎ニ角是等ノ問題ハ相手方ノ資産内情如何ニヨツテ具体的ニ決定スヘキテアリ、決定シタ以上其ノ實行ハモト政府ノ損失ニ歸スル關係上容赦ナク強硬ニヤリタイ。上述ノ三年、五年ノ期限ハ全ク私一個ノ思ヒ付キテ重役會テ決定シタ譯テハナイカラ各其狀勢ニ從ヒ協議ノ上決定シタイ。

申遅レタカ頃日來補償法ニ依ル融通テ各位カ非常ニ忙シクテ御氣ノ毒テアツタカ兎ニ角期限迄ニ或ハ當初カラ損ヲスル覺悟テ貸シタ場合モア

リ、或ハ日本銀行カ正論ヲ主張シテモ容レラレスニ甚タ不満タツタコトモアルカ相當ノ程度迄ハツキリシタ方法テ貸出ヲ實行スルコトカ出來政黨の臭味カ有ルトノ世間ノ非難ハ當ツテ居ナイ積リテアル。

次ハ特別融通ノ回收ノコトテアルカ之ハ仲々六ヶ敷イ問題テアラウ、特別融通ニ付テハ大体先般大阪テ意見ヲ述ヘタ通りテアルカ、日本銀行將來ノ態度方針ニツキ一言シタイ、大正九年來日本銀行ノ採リ來ツタ所ハ其本來ノ立場カラ云フト遺憾ナ事カ多イ、殊ニ大正十二年即チ震災後ニ變則ナ取扱ノ最モ顯著ナモノカアル、銀行資金ノ夥シイ固定ハ此度ノ補償法ヲ機會ニ大体整理ヲ爲シ得タカ此間ニ於ケル日本銀行ノ態度ハ中央銀行トシテ忍ヒサル所テアツタノテ茲ニ態度方針ノ一變ヲ要スルノタカソコハ地方支店長ノ最モ考慮スヘキコトテアル、此ノ點ハ大藏省トハ

聊カ議論ノ岐ル、所テアルカ、今後潰レル銀行ハ止ムヲ得ヌ、勝手ニ潰レルヨリ仕方カナイ、補償法時代ニ整理ヲヤツテヤツテヤリ抜イタノニ其期間内ニ自覺モセス整理ヲシナカッタノハ自業自得テアル、今後日本銀行ハ成規ノ取引以外ハヤラナイ積リテ夫レカ爲メ假令銀行カ潰レル様ナコトカアツテモ已ムヲ得ナイ、又無理ニ貸付ヲ行ヘハ自分ノ立場ヲ失フニ至ルノテモウ整理救済ハヤラヌ方針テアル、然シ大藏省ノ立場トシテハ日本銀行カ從來通り銀行ノ救済援助ヲ爲スコトヲ希望シテ居ルラシイ。

既ニ日本銀行ノ行ツタ銀行ノ整理ハ一段落ヲ告ケタノテアル、今後ハ整理ヨリ自分ノ地歩ヲ確保スル外ナイ、然ラサレハ到底其本來ノ使命ニ復歸スルコトハ出来ナイ。尤モ以上ハ大体ノ原則テアルカ今後取引銀行

以外カラ融通ノ依頼ヲ受ケル場合モアルタラウカ此等ハ其都度事情ニ應
シテ決メタイ、

今後ノ金融事情ニ付述ヘテ見タイト思フカ大阪テ發表シタコトハ重ネ
テ云フ必要ハナイカラ省略スル、只今本行ニ五億ノ銀行預金アリ、大銀
行ハ六億ノ預金ヲ擁シ、信託會社ノ預金四億ヲ算スルニ至レルモノハ日
本銀行カ補償法ニヨリ八億八千萬圓貸出シタノカ残ツテ居ルノテコノ金
カ今日ノ金融ノ基調ヲ成シテ居ル。斯クノ如ク資金ノ偏在、即チ金カ一
時ニ殖エタ關係上金利ハ低下シテモ却ツテ其金カ使ヒ難クナルノモ當然
テアル、今ノ金利狀態テハ下半季七、八月ノ交ニハ更ニ低下スルテアラ
ウ、殊ニ目下ノ非常ナ不景氣テハ人絹製造業以外ニ投資セラルヘキ新規
事業カナイノミナラス、事業ノ擴張ヲ爲スモノモナイ、又株券モ相應ニ

値段ハ上ツテ居ルカコレトテ非常ナスペキユレターカ大ナル計畫ヲ有
スル様テモナイカラ、大シタ上騰ヲ望ミ難イシ一方社債ノ借換モ大シタ
額ニハ上ラヌテアラウ。

斯クノ如クナレハ我輩ノ豫想テハ銀行カ金ヲ持テ餘シ自然預金利子ハ下
ラサルヲ得ヌ、上半季ノ決算ニハ好成績ヲ舉ル銀行ハナカラウ、コノ狀
況ヲ持續スルニ於テハ下半季ニハ遂ニ定期預金ノ利率ヲモ低下セシメサ
ルヲ得ナカラウ、大阪方面ノ意嚮モ結局コレニ一致スルモノ、如ク、下
ル大勢ハアツテモ昂ル狀況ハ見エヌ。

此ノ遊資多ク金利ノ下ル時ハ最モ注意ヲ要スルノテ嘗テ日露戰後金利ヲ
下ケテモ事業ハ起ルマイト思ツタノニ好景氣表ハレ又金利ヲ上ケタコト
カアル、ソレハ三十九年四十年ノ頃テ大阪支店長ノ時麻生君ト大議論ヲ

シタコトテアツタカ、金利ヲ下ケテモ尙結果ノ好クナカッタコトヲ記憶ス。

次ニ金解禁問題ニ付テハ世間諸説アリソレヲ豫想シテ大阪テヤツテ見タ所大藏大臣ノ所説トハ表面大差ハナイカ多少ノ相違カアル

爲替相場ハ今ハ安クナツタカ國際貸借ノ改善ニヨリ上ルヘキモノタ然シ金ノ解禁ヲ豫想セストスレハ、四十九弗ニ上ル氣遣ハナイ、金ノ輸出カ禁止シテアレハ勢々四十七弗迄行ク位テアル、ソレテモ勢上ルテンデ
ンシーニアレハ爲替相場ヲ改善スルノ必要カアル即チ金解禁ノ時期ナノ
タ。

一方カラ云ヘハ片岡君ハ金ノ解禁ニハ金融機關ノ整理カ必要ナリトシテヤツテ見タカ反對ノ結果ヲ生シタ、但シ偶然ノ結果タル補償法ノ制定ニ

ヨリ潰ルヘキモノハ潰レ、潰レサウナモノテ潰レスニ整理サレタモノモアリ之ヲ機會ニ金融機關ノ整理カ出來タノハ結構テアル、整理サレタノタカラ金解禁カ出來ル譯テアルカ一面金ヲ餘分ニ貸出シソレカ固定シテ居ルノテアツテソノ八億八千萬圓ヲ如何ニ整理回收スルカ其大体ノ見込ハ十年經過シナケレハ分明セヌ、例ヘハ昭和銀行ヘノ貸出一億余圓ハ今後トウナルモノカ、今分ノ所見込カ付カヌシ十ヶ年經過セネハ返却シ得ナイモノカ其外ニモ大分アル、先ツ臺灣銀行ニ對スル二億圓ハ近日公債ニ代リ殘額公債八千萬圓、假リニ七億ト見テ内三億カ十年後迄残り後四億ハ三年經テハ大分返ルタラウカ回收ノ見込カ判然セス又金カトレ程出ルカ見込ノ付カヌ現狀ノ儘テハ金ノ解禁ハ到底出來ヌ。

只今ノ處兌換券膨脹ノ惡イ結果ハナイカ次ノ様ナコトカ追テ起ルモノト

考へテヨイ、即チ通貨ノ膨脹シ易イ時ハ不當ナ景氣カ出テ來、物價カ上ル、銀行ノテクニカルナ考へ方テハコレカ當然テアル、解禁ハ回收ノ見込立テハ出來ルカ今日ソノ判然セヌ時ニハ不當ノ景氣カ出ルモノト考へルノカ間違ノナイ所テアル、先般大阪テ推論セハ分ルコト迄述ヘテ殊更爲替相場ヲ下ケル機會ヲ與ヘル事ヲ慮ツテ云ハナカツタカ、通貨カ膨脹シテ困ルナラ金ヲ解禁シテ相當金ヲ出シタラ通貨カ收縮スヘシト云フ議論テアル、所カ日本銀行ハ八億以上ノ過去ノ歴史ニ見ナイ非常ニ多額ナ貸出ヲ持ツテ居リ内六億八千萬圓ハ日本銀行カ政策上回收シ得ヌ金テアル、從テ此際金解禁ヲ斷行シテ爲替カ上騰シ輸入カ増加シテモ日本銀行ハ如何トモ出來スニ只見テ居ナケレハナラヌコトニナル、日本銀行カコントロール出來ヌ仕事ヲスルノハ日銀當局者トシテ到底贊成シ得ヌコト

テアル。或程度金ヲ出シテモ宜シイト云フノハ一論テアル、今日假リニ特別融通ニヨル通貨ノ膨脹ナシトスレハ當然適用ノ出來ル議論タカ水ノ低キニツク如キモノテサスペンドスル力カナケレハ到底不可能テアル、六億八千萬圓ノコントロールノ外ニアルモノヲ置キ乍ラ解禁スルハ國家トシテ非常ニ危険ナコトテアリ道理ニ基カヌコトヲ實行スルノハ不可テアル。

次ニ特別融通ノ取立ニハ特別ノ設備ヲ施シ實行シタイト思フ其間支店ノ貸出ノ監督、指圖ニ關スル連絡ヲ採リタシ之ニ關シテハ餘程好ク研究シテ貰ヒタイ

又今後各銀行ノ調査検査ヲ行フニハ相當考慮ヲ拂ハレタイ、先ツ其方法トシテ

- 1 其支店カ責任ヲ以テ所在地ノ銀行ノ検査調査ヲ行ヒ、其結果ヲ報告スルノハ良キ事ナルカ支店長ヲ主トスレハ支店長ノ交代ノ度毎ニレコトドカ残ラヌコト、ナルカ此點ハ本店ナレハ其不便ハナイシ又銀行ノ中ヲ検査シテ内情ヲ善ク知ツテ居ル人間カ直ク傍ニ居ルト云フコトハ嫌ナ氣持ノスルモノテアルカラ知り乍ラ知ラヌ顔ヲシテ居ル方カ仕事ハ仕易イカト思ハレル、各支店トヨク事情ヲ通シ乍ラ直接本店ノ取締下ニ置ク方カヨカラウ、ソシテソレ等ノ寫ハ支店ヘ送り參考ニ供スルノカ良イカト思ハレルカ何レニセヨ初メテノ組織ヲ作ルノハ大事ナコトテアルカラ會議ノ節考ヲ述ヘテ貰イタイ、特別融通ノ取立ニ付テモ同シテアルソシテ取立ノ傍ラ銀行ノ整理状態ヲモ見テ行カネハナラヌ。
- 2 營業局ナリ營業係テ此事務ヲヤルノモーツノ方法ナルカ銀行ノ整理

事務ハコレテ打切り日本銀行トシテハ横道ニソレタ事計リ營業テシタ
クナイ氣持カスル、ソシテ日本銀行ノ本來ノ性質ニ鑑ミ立直シヲ致シ
度シ、又會議ノ節思付ヲ述フルコト、シ座長ヲ深井理事ニ御願ヒシ本
支店ノ關係事務ニ付隔意ナキ意見ヲ發表セラレンコトヲ望ム。

次ニ特別融通ノ利息ニツキ一言スルカ、普通ノ生キテル銀行テハ起ラ
ナイケレトモ、休業銀行カ整理サレソレニ貸出サレタ場合例ヘハ鞍手、
今治商業、昭和銀行ノ如キハ現在ノ利息ノ範圍ニテ立チ行ケルカ或ハ此
半季ヤツテ見テ非常ナ赤算カ立ツヤ否ヤ、尙一應内容ヲ調査シ再ヒ潰サ
ヌ様ニ考慮シテヤル必要カアル、其銀行ノ狀態如何ニヨツテハ利息ヲ其
都度變更シテヤラネハナラヌ場合モ出テクルシ一切利息ノトレヌコトモ
アラウ。全財産ヲ提供シテ融通シタノテアルカラ利息ヲ多クトルカ元金

ヲ多クトルカモ同シテアル支店テハ大阪支店以外ハサシテ關係ノナイコトテアルカ吳々モ支店ニ歸ラレタラ補償法テ忙カシカツタ事ハ重役テモ感謝シテ居ルコトヲ傳ヘラレタシ。午後一時半頃カラ再ヒ會議ヲ開キタイカラ各自議論カアレハ出サレ度シ

實際ノ事情ニ迂遠テアツテハナラヌカラ疑義ニ付御質問アリタシ。

震災手形テ補償シタモノニ付諸君ハ誤解ハアルマイカ世間テ往々誤解カアルヨウテアルカ、震災手形ノ補償トハ銀行ソノモノニ支拂ヲ補償セラルコトヨリ外ニナイノテアツテ、手形關係者ニ對スル債權關係ニハ何等ノ變更ハナイ、手形ハ爾後政府ノプロパーテイーテアリ、日銀ハ政府ノ委任テ取立テルノテアル從テ日米生糸ノ手形ノ如キハ議論ノ餘地カナイ朝鮮銀行ニ對スル分モ同行トシテハ日本銀行ニ拂ハナクテモヨイノテア

ルカ手形關係人ニハ遠慮ナク取立テルノテアル、尤モ年賦償還ニスル等
ノ手心ヲ加ヘル事ハアルカソレ以外ニ亘ラナイノテアル。

又補償法ハ震災手形ノ如ク無擔保手形ト異リ擔保ヲ取ツテ居ルカ銀行ノ
潰レタ時ハ格別生キタ銀行ハ潰レナイ以上擔保カ不足テモ返済スヘキ義
務アルコトハ當然テアル。

青木名古
屋支店長

總 裁

青木名古
屋支店長

總 裁

補償法テ金ヲ借リテル銀行ハ配當カ出來マスカ

利息ヲ負ケテ居ラヌ以上出來ル

一步六厘以上ノ配當ハ出來ヌコト、スル方カ適當ト思フ、

又何年賦ト決メル場合ニハ配當ヲ制限シテハ如何又其最高

限度ヲ同時ニ研究スルノ要アリヤ

年賦契約書ニ「幾何以上ノ配當ヲ爲スヘカラス」ト定メル

コトハ六ケ敷カラシモ配當スルナラ返濟スヘシトハ云ヘル

然シ制限カ出來レハ結構テアル。

昭和三年五月本支店事務協議會

第一日（月曜日）

五月二十一日午前十一時二十分開會

總裁、副總裁、深井理事、濱岡理事、永池理事、各支店長、各部局長、
検査役、調査役出席

總裁演説（別紙ノ通り）

五月二十一日午後二時半 開會

副總裁、深井理事、濱岡理事、永池理事、各支店長、各部局長、検査役、
調査役出席

深井理事 總裁ノ述ヘラレタ問題中特別融通ノ償還計畫ニ就テハ大体論
モアルタラウト思フカ主トシテ各行ノ状態ニヨリ考ヘネハナラヌコ
トカ多カラウ。ソレハトコ迄カ大体論テトコ迄カ個別論テアルカハ
判然決メ得ナイカ、各個ノ事務ノ細目ニ涉リテハ關係支店長各別ニ
審査部ト協議サレル必要カアルカ、コノ協議會ハ月末モ近イコトテ

アリ可成水曜日迄ニ打切りタイト思フカラ意見ヲ述ヘルナリ聞キ度
イト思ハル、コトハ早ク申出ラレタイ。ソレハ必スシモ總裁ノ舉ケ
ラレタコトニハ局限セヌカ主トシテ今後ノ回收方法ヲ如何ニスルカ
本行ノ機算^算ヲ如何ニ定ムルヤ又考査部ノ仕事ヲ如何ニスルカト云フ
コトテアル。總裁テナケレハ御答カ出來ナイコトモアラウカ大体ノ
コトハ私カラ御答ヘスルコトニスル。

菊池福島
支店長

休業中ノモノ又ハ開店休業中ノ銀行ニツイテモ御協議願得ル
カ

深井理事 差支ナシ

青木名古
屋支店長

銀行カ遊資難ニ陥リ今後資金ヲトウ使ツタラヨイカトノ質問

ヲ受クルコトカ多イノテ、其場合私ハ預金利率ノ引下ヲ斷行スルカ、
公債ヲ買フコトヲ勸誘シテ居ルカ外ニ何方良イ方策カアラハ承り度イ。

深井理事

別ニ名案ナシ、差當リ安クナケレハ金カ遣ヒコナセネハ預金

ノ原價ヲ下ケルノカ當然テアル。兎角預金利子ノ上ケ下ケハ重大事
件視サレル爲メ今ハ困ツテモ少シ時日カ經テハ使ヒ途カラウカラ
先々預金ノ減シナイ様ニト我漫スル所カ各銀行ノ苦シイ點テアラウ
今後^カ何ニ落付クカ其成行ハ分ラヌカ、日本銀行カトウセヨト強制
ハ出來ヌ。

青木名古
屋支店長

預金ノコストヲ安クセヨトハ云ツテ居ルカ別ニ指圖ハシテ居
ナイ。今迄ノ状態テハ有價證券ニ投資スヘキ傾向アリ即チ百万圓ノ
預金アレハ其一割十萬圓ハ株券ニ放資スルト云フ風テ、ソレカ遂ニ
ハ二、三流以下ノ株券ニモ及フコト、ナルヘシ。然シ或程度迄ハ之
ヲ可トスルトノ議論^カアル。

深井理事 自然ソノ傾向カラウ。左程害モナク又將來ニ心配モナイ。
只其境界ヲ具体的ニ示スコトハ困難テアリ又其傾向ヲ全ク止メルコ
トハ難イ。但シ變則ナ放資ヲシテ其結果銀行カ悪クナリ日本銀行ヘ
尻ヲ持ツテ來テモ今迄ノ様ニハ庇ツテヤレヌノテアルカラ其覺悟テ

慎重ニ自分ノ手許ヲ考慮シ乍ラ進ムヨリ外ハナイ。

青木名古 屋支店長 私ハソノ對策トシテ地方株ヲ見返ニ加へ、ソレテ救済スル方法カアルト思フ。

深井理事 ソレハ相手方タル銀行ニトツテハ望マシイコトタラウ。或ハ見返品ノ範圍ヲ時勢ノ推移ニ應シテ多少擴張スルノハ考フヘキコトテアル。然シ餘リソレニコタワツテハ度ヲ過スコトモナリ如何ト思フ。今ノ御考モ筋ハ或程度迄考慮サル、カ取引先丈ケノ便宜ノ爲メニ擴張スルコトハ出來ヌ。ソシテ矢張り貸出固定ノ傾向ヲ生セサル様ニ容易ニ處分シ得ルモノテナケレハ見返品ニ採用ハ出來ヌ。

田中神戸支店長 只今ノコト、關聯シテ居ルカ地方銀行中ニハ一方ニ資金ニ窮スルモノト其シテ餘裕アル向トノ二種アリ。其資金ニ餘剩アル地方銀行ハ消化ノ一方法トシテ都會ノ不動産ニ投資スルモノアリ、例ヘハ大阪方面へ田舎ノ銀行カ出テ來テ放資ヲナシ期間一ヶ月、利率六分五厘ノ取決メニテ中ニハ代理者ヲ置イテ毎月貸出ス仕組ノモノア

リ、割合ニ引掛リモナク、巧ク資金ノ運轉ヲナスト聞ク。

深井理事 ソレハ土地ノ思惑資金トシテ貸スノカ。

田中神戶 土地ノ思惑ノ爲メノモ入ツテ居ルカ全部テハナイ。ソシテ比
支店長 較的短期ニ回收スル仕組ニナツテ居ル。コレカ果シテ地方銀行トシ

テ如何ナル結果トナルヤ。

深井理事 トウモ預金利子ヲモ少シ氣輕ニ考ヘテ上ケ下ケスルコトニナ
ラネハイカス。或程度迄ハ資金ノ或割合ハ不動産擔保テ貸シテモ仕
方カナクナルテアラウ。然シ先ツ第一次ニ爲スヘキコトハヤカテ又
上ケルトシテモ取敢ヘス預金利子ヲ下ケルノカ自然テアル。

石塚門司 地方銀行ハ金利ヲ五分以下ニ下ケルコトヲ非常ニ苦痛ニ感シ
支店長 テ居ル。何カ信用組合ヤ郵便貯金ト巧ク連絡ヲトツテ利下ヲ講セラ
レヌモノカ。

深井理事 郵便貯金ハ政府ノ仕事テアルカラ政府ニ於テ考慮スヘキタト

思フカ仲々考慮セラレテ居ラヌ。假リニ銀行ノ預金協定率カ四分五厘ニテモナレハ政府ハ考ヘルテアラウ。

石塚門司支店長

今日ハ銀行ノ大部分ハ力カ衰へ各所ニ悲鳴ヲ舉ケテ居ル始末テ、永久ニ得意先ヲ取ラレハセヌカヲ懸念シテ居ル。

深井理事

一番同情スヘキハ貸出カ固定スル一方預金減少ヲ來シ預金ノ拂ヒ様モナイ銀行ハ預金利子ヲ引下ケルコトヲ自ラ云ヒ出シ得ナイノテ、利率如何ニ拘ラス其預金自体カ必要テアルノタ。然シ大銀行トシテハ是等ノ事情ヲ顧慮セス利率ヲ定メ得ルノテアル。所カ斯ノ様ニ未タ經驗セヌ時代カ出テ來テハ理窟^態テ割出シ々様ニハ行カヌ。トウシテモ堪へ切レナクナル迄ハ舊體^態ヲ持續シテ行キ後ニ初メテ革ルコト、ナルタラウ。

青木名古屋支店長

曩ニ總裁カ今後日本銀行ハ常道ニ歸ルノテアルカラ銀行ノ破綻スルモノカアツテモ見殺シニシテヨイト云ハレタカ我々トシテ之レハ大事ナコトテアル。勿論コンナコトハ未然ニ防ク様ニ努メルカ、

取付ノ起ツタ場合ニハ絶對ニ融通援助ハ出來ヌモノカ。

深井理事 絶對ニトハ豫メ決メテハ置カレヌ。先程總裁ノ御話ニモ多少ノ餘地ハ留メラレテアル。大正九年ノ頃ニモ時々救濟其他ノ事由テ成規外融通ヲシテ居ル。從テ絶對的ニトハ決メ得ナイカ、原則ト云ハシカ、一体ノ心持ト云ハンカ、日本銀行カ他ノ銀行ノ困ツタモノハ救濟スヘキタ又スヘキ筈タト云フ考ヲ改メ本來ハ爲スヘキテハナイト云フ心持ニ變ヘルコトカ必要タト思フ。

青木名古 實際問題トシテ山間僻在ノ銀行ノ取付ノ場合ニモ一應本店ニ屋支店長 相談シ救濟ノ途ヲ聽ク方カヨイカ。

深井理事 ソレハ矢張狀況ヲ具シテ一應打合セラレタシ。從來トテモ打合ハヤツテ來テ居ルノテアル。一々ニモ及ハヌカ、ソコハ狀況ヲ判斷シテサレタイ。必要ナシトスレハ其儘終ツテモヨイ場合モアラウ。餘リ窮窟ニハ決メラレヌカ從來ニ比ヘテ大体ノ心持丈ハ轉換スル必要カアル。

青木名古 強イ原則ナリヤ
屋支店長

深井理事 然リ。見返品ノ標準ヲ緩ニシテ貸出ヲ擴張スル位ノ範圍ニ止

メルノカ良イト思ハル。然シコレハ決メタコトテハナイ。

銀行ノ破綻ハ本行ノ無能又ハ不親切ニ基ク故ソノコトノナイ様ニセ
ネハナラヌト云フ様ナ考ヘ方ハ大正九年以來ノ心持ニナツテ居ルカ
ラ茲テ一變シタイト云フノテ豫メ例外ヲ設ケ置クノハ如何カト思フ。

菊池福島 銀行ノ合同行ハレ新立銀行ニ變ツタ場合ソノ中ニ從來ノ取引
支店長 先ナリシモノカアルトキハ事實新銀行ハ取引先テナクトモ特ニ速ニ

取引先ニスル様御考慮相成度

深井理事 司城サン其邊ノ取扱ハ如何。

司城審査 合同ノ場合ハ新立銀行ニ對シ豫メ取引開始ノ承認ヲ求メ得ル
部主事 コトニナツテ居ル。

深井理事 合同カ果シテ健全ナル方法テ成リ立テルヤ否ヤニ因ツテ決マ

ルカ合同銀行ノ要素中ニ從來ノ取引先アレハ大体取引先ト認メルコト、考ヘテ宜シイト思フ。

深井理事 形ノ大ナル銀行カ内容ノ改善モシナイテ小サナ取引先銀行ト合併シタカラト云ツテ直ニ取引先トスルコトハ出來ヌカ其合同カ眞面目ナ計畫テアルナラ從來ノ取引先カ主ナルモノテナクテモ先方ノ好都合ノ様ニ取引先ト認メテ宜シイ。

菊池福島支店長 今ハ取引先外テアルカ近キ將來ニ取引先タラントスルモノニ取付テモアルトキハ如何。

深井理事 成規擔保ナレハ特ニ考慮シ得ル。

田中神戸支店長 地方銀行合同ノ結果銀行ノ數ハ餘程減シタカ尙兵庫縣下ニハ百十六ノ銀行アリ。信用組合モ五百有餘アリテ双方ノ間ニ兎角競争ノ弊害アリ。其間ノ協定ヲ勸奨スルコトハ如何ナモノカ。

深井理事 信用組合ノ利率ノ方ニ引付ケラレハセヌカ。

田中神戸 今ノ所然ラス。
支店長

深井理事 性質ノ異レルモノ、間ニ協定スルコトハ寧ロ不都合ノ場合多シ。

田中神戸 昨年銀行動搖ノ際資金ノ偏在カ顯著テアツタカ最近近江、十
支店長

五等休業銀行ノ拂戻シタ預金ハ郵便貯金ニモ行カス信託預金ニモ行
ツテ居ス一般銀行ニ行ツテ居ル様々。此等預金ノ流レタ徑路カ知り
タイ。

堀越調査 大体ノ徑路ニ就テハ統計カアリ、信託會社ヤ郵便貯金ノコト
局長
モ揚ケテアル。

田中神戸 資金ノ偏在ハ以前トハ違ツテ居ル。信託預金ヤ郵便貯金ニハ
支店長
行ツテ居ラヌ様々。

深井理事 トウシテモチリヂリ消費カ盛ニナリ景氣ト迄ハ行カヌトモ商
取引カ活潑ニナリ其方ニ資金ノ入用カ起ル、イカ良イカ悪イカハ知ラ
ヌカ其ノ途筋ヲ探ルノテハナイカト思ハレル。通貨カ膨脹シ信用モ

是レ以上收縮スルコトハナイトセハ、消費若クハ投機ニ金カ使ハレ
少シ宛商取引カ活潑ニナルノテハナカラウカ。

石塚門司 現在ノ様ニ金カ出テ困ル時ニ中央銀行ハ大藏省ト協議シテ其
支店長 ノ金ヲ矢釜シク回收スル策ナキヤ。

深井理事 要スルニ世間ニ向ツテハ云ヘヌカ、内輪ヲ云ヘハ策ハナイノ
テ只残ツテ居ルモノトシテハ臺灣融資法ニ基ク補償ノ交付ノ公債ヲ
短期公債ニシテ貰フコトテアル。即チ二十年位ノ短期債テアレハ良
イノテアルカ政府ハ此意見ニ對シ未タ煮エ切ラヌ。我々ハ盡力ハシ
テ居ルカ其成否ハ未定テアル。長期ノ公債テモ買手ハアルカ差當リ
二億圓ノ短期公債ノ交付ヲ受ケレハソレヲ賣放ツテ遊資ノ緩和ヲ講
シ得ルト思フ。日本銀行ノ保有公債ハ既ニ僅々三千万圓ニ減ツテ残
リ少クナツテ來テ居リ一方預金部モ資金運用上ノ都合カアリ旁々日
本銀行ノ在外保有ノ六分半利米貨公債ノ五千万圓ト預金部保有ノ短
期公債ノ同額トヲ交換スルコトニ預金部委員會テ決定サレ先般既ニ

三千万圓ハ實行サレタト傳ヘラレテ居ルカ之モ初メハ其趣旨テ預金部委員會ノ承認ヲ求メタノテアツタカ事實ハ違ツタ目的ニ使ハレタ。尙預金部委員會テ決定シタ交換シ得ヘキ短期公債ノ殘額ハ現在二千万圓テアルカ尙コノ外三千万圓位ハ通貨膨脹ノ狀勢ニ鑑ミ必要アレハ交換ヲシテ貰ヒタイ希望テアル。コレハ日本銀行ノ私經濟上ハ困ルコトテアルカ、通貨統制上ノ一助トスル政策上ノ見地カラハ止ムヲ得ヌ。尙政府カ今回公募セラレタ七千万圓ノ公債ノ様ニ將來ニ入用ノ資金ヲ利息ヲ損シテ迄今日募集スルト云フノモ畢竟遊資處分ノ對策テアツテ、コノ外ニハ適當ノ策モ考ヘ得ラレヌ。

特別融通資金ノ回收方法ニ就キ何カ妙案カ出レハ結構テアル。通貨ノ大部分カ伸縮自在テアルナラハ處置ノ施シ様モアラウ。例ヘハ十億圓ノ通貨ノ内二、三億圓カ特別融通テ出タモノトスレハ策ヲ施ス餘地ハアル。然ルニ現狀ノ様ニ補償法ニ依ル特別融通カ八億八千万圓モ出テ居ルコト、更ニ日本銀行ノ所有公債カ手許少クナツタ場合即チ處置ヲ施シ得ヘキモノカ少クテ、施シ得サルモノカ多イノテア

ルカラ策ナキハ當然テアル。前述ノ二億ノ短期債ヲ政府ヨリ交付ヲ受クレハ其邊ハ大イニ緩和サレルノテ努力ハスルカ世間ニ吹聴シテ若シ出來ナイト又非難カアルカラ其交渉ハ内輪テヤル必要ハアルカ政府カ果シテ實行スルヤ否ヤ未タ確答ヲ得テ居ナイ。

堀越調査局 長

大阪テノ總裁ノ演說ノ内ニ公債ヲ昨年中ニ賣却シタ高カ三億圓トアルカ、日本銀行ノ營業報告ノ上テハ昨年ノ二月末ノ本行所有公債カラ本年五月八日現在ノ所有公債ヲ差引ケハ一億一千六百萬圓丈ヲ減シテ居リ、ソレ丈カ勘定ノ上ニ表レテ居テ其他ハ分ラヌノテ變ニ思ハル、カ、ソノ間ニ日本銀行カ交付ヲ受ケタ政府ノ賠償交付公債九千九百萬圓ト外ニ市中銀行ヨリノ買入公債一億一千三百萬圓アリ此等ヲ併セテ約二億アリ。前述ノ減少シタ公債一億ト合セテ約三億圓トナリ（正確ニ云ヘハ三億二千八百萬圓）ソレテ賣リ放ツタコトニナルノテアル。ソシテ關係テアルカラ一寸申上テ置ク。

深井理事 先程ノ三千萬圓ノ公債ハ朝鮮銀行カ或事情ニヨリ外國ニ持ツ

テ居タモノト政府所有ノ本國公債ト交換シタノテアツテ、ソレハ通貨政策ニハ關係ナキ目的ニ使用セラレ全ク預金部委員會ノ承認シタトハ違ツタ方面ニ使ハレタ。

田中神戸支店長 政府トテモ通貨收縮ノ必要ハ認ムルヤ。

深井理事 勿論認メテ居ル。今此ノ七千万圓ノ公債ハ全ク通貨收縮策ノ實現ニ外ナラス。

青木名古屋支店長 各銀行ノ上半季ノ業績ハ悪クナリ相々カ下半季ニナリ今一度減配スル様ニ勸誘サレルヤ。

深井理事 私一個テハ、モウ減配ノ勸誘ナトハ考ヘテ居ナイ。遊資ニ困ルカラトテ無謀ナ放資ヲスレハ自ラ落チツク處ハ決ツテ居ルノテアル。

中根大阪支店長 日本銀行カ整理救済ヲスルノハコレカ最後テアルト云フコトヲ何等カノ機會ニ漏ラシテ一般銀行ニ覺悟サセルコトハ必要テアルト思フ。

深井理事 開キ直ツテ云フノハ問題テアル。成ル可クナラ今迄カ違ツテ居タノタト云フコトヲ適當ノ機會ニ徹底セシメタイ。今度ノ大阪テノ總裁ノ御演說中ニモ其ノ事ヲ入レ、ハハツキリスルノテアツタカ、極ク内輪ノ趣旨ヲ掲ケ自ラ其趣旨ノ映ル仕組ニナツタ。實ハ大藏省ヘ出シタ日本銀行ノ今後ノ方針ノ中ニハ固定貸ヲ避クルト云フ言葉カ可成リ強ク述ヘテアツタノテアル。一方カラ云フト五月八日ノ補償法ノ期間後ニハ日本銀行ハ嚴格ナ態度ヲ採リ得ル様ニ右ノ期間中ニ寛大ナ方法テ融通シテ來タノタトモ解釋出來ル。

田中神戶支店長

此趣旨ヲ徹底スルコトハ可成リノ努力ヲ要ス。二、三ノ實例カ出ルトモウ日本銀行ヘ援助ヲ依頼シテモ駄目タト云フコトカ徹底スヘシ。

深井理事 不言實行カ宜シイ。聲明スルノハ餘程困難テアル。今迄ハ銀行ノ破綻テモアルト日本銀行カ相濟マヌト思ツタ時代カアツタ。當局モ其ノ考ヲ持ツテ居タ。例ヘハ昨年動搖ノ際中井銀行閉店ノ時ニ

大藏次官カ電話テ副總裁ニ對シ「一体トウシタコトカ」ト詰問的ノ
辭カアツタカ當時ハコレカ自然テアルカノ如キ感シカアツタカ今後
ハカ、ル空氣ヲ革メル様ニセネハナラヌ。ツマリ日本銀行ノ紋切型
テアル「事情不得止」カ眞ノ不得止テアル様ニナラネハナラヌ。尙
回收作用ノ實體ニ付テ一般的ニ御説アラハ伺ヒ度。

青木名古　コレハ審査部テ考ヘテ居ラル、事ト思フカ大体ノ原則ヲ提案
屋支店長　シテ貫ヒソレニ付意見ヲ述ヘタシ。

深井理事　司城サンソレハ出來マスカ。

司城主事　明日ニ致シタシ。

深井理事　本行内ノ機關ヲ如何ニセハ良イカ。從來ノ部局テヤルカソレ
トモ他ニ特別ノ機關ヲ設ケルカ、コレヲ拵ヘルトセハ從來ノ部局ト
ノ連絡ハ如何ニ爲スヘキカ。支店トシテハ直接ノ關係ハナイカ大支
店テハ回收ヲ直接ノ擔當事務トスヘキカノ問題がアル。

青木名古 屋支店長 スケールノ大キサ如何。

深井理事 決ラヌ。

青木名古 屋支店長 大体幾人位カ獨立スルモノナリヤ。ソレカ分ラヌト意見カ出ヌ。

深井理事 如何ナル仕事ヲスルカカ先決問題ナリ。例ヘハ整理局カ窓口ヲ持チ傳票ヲ切り、帳付ヲヤツテ行クノカ夫レトモ審査部ノ統轄的事務ヲ整理局ニ移スカカ決マラネハ數ハ定マラヌ。

大塚京都 支店長 補償法ノ貸出ノ回收ニ就テハ今後研究ヲ要スル法律問題カ起ルヘク本店ニ於テハ種々ノケースカアラウカラ支店ヘ知ラシテ貰ヒタイ。然シコレニハ非常ノ手數ヲ要スルコトテ今ノ儘テハ出來ヌカラソレ丈ケ人數ヲ置イテ右様取計ラレタイ。

菊池福島 支店長 審査部トハ全然別個ノモノナリヤ。

深井理事 然リ。擔保物ヲ一括シテ絶エス腕ンテ居リ、之レカ處分ノ時機ヲ掴ムニハ何處カテ統轄的ニ仕事ヲスル所カナクテハナラヌ。

ソレニハ審査部ノ仕事ノ程度ノ受身テハ不十分テアル。但シ其所屬ハ部ノ内ニ附隨セシムヘキカ或ハ新シイ獨立ノモノカ出來ルカ、何レニセヨ積極的ニ進ンテヤルコトカ必要ト思フ。

菊池福島
支店長

補償法ニヨル貸出ノ切替トカ、擔保ヲ價格以下ニ處分スルトカ、負ケテ一部回收スルカ如キコトハ日本銀行單獨テヤルノカ從來ノ補償法委員會ニカケルノカ。

深井理事 委員會ハ損失額ノ決定ヲナスモノナリ。大阪支店トシテハ人ヲ別ニスル方可ナリヤ。

中根大阪
支店長

仕事ヲ別ニセネハナラヌコトニナル。多少専門ノ知識ヲ要スルノテ特別ノ係ヲ設ケ本店ニ總括スル所カアツテホシイ。從來ハ貸付ノ仕事カ主テアツタノテ營業トノ關係カ密接テアツタカ今後ハ回收一方テアルカラ分文ケル方カ宜シカラン。

深井理事 大阪ニ次クハ門司支店カ。次ハ福島、熊本ナラン。

石塚門司 出張サレテ來ル様ニシテハ如何。支店ニ於テ其係ヲ設クルコ
支店長 トハチト大袈裟ト思フ。

濱野^四理事 營業係ハ幾人カ。

石塚門司 十一人テ内四人カ取立ヲヤツテ居ル。出張制カヨカラウト思
支店長 フ。種々ノケースニ遭遇シテ覺エラレルシ各ケースニ從ツテ指圖サ

レ々方カヨイ。

深井理事 統轄スルモノヲ置ケハ自然ソウナル。

青木名古 時期ヲ失セス積極的ニヤルトスレハ本店ニ局ヲ設ケ支店ニ係
屋支店長 ヲ設ケテセネハ統一カトレヌト思フ。

深井理事 統一ハ審査部ノ中ニ統轄スル專任者ヲ設ケ大体主事ノ指揮ニ

基キ或所迄ハ專任者ノ考ニヨツテ統轄シテ行ケハ審査部テモ出來ル、

青木名古 然ラハ戦線ニ立ツニハ如何ニスルヤ。
屋支店長

菊池福島 別ニ統轄スル所ヲ設ケナクテモヤレルト思フ。
支店長

深井理事 處分シテ取立ツル場合就中不動産ノ賣却ノ如キハ買手ヲ搜シ巧ク籤込ムノハ全國ヲ一括シテ考フヘキモノアリ然シ各部局テ別々ニシテヤルカ統轄スルカカ本論ノ起リテアル。地方株ノ少量ノモノハ成程地方ノ方カ賣リヨイカ、纏ツタモノヲ大規模ニ賣ルノニハ矢張り東京テナケレハ出來マイ。何レニスルモ自己ノ職責ヲ重ンスルナラハ本店ト打合ヲスルコト、ナルカ、兎ニ角何等カノ仕組テ回收ヲ促進シタイ。其ノ個々ノ場合ニ支店ノ申出ニヨリ初メテ着手スルヨリ本店カ常ニ眼ヲ光ラカシテ專任者カ職責トシテヤル方カヨカラウカト思ハル。

堀越調査局長 今ノ制度テハ如何カ。

深井理事 審査部テ出來ルカ、或ハ今ノ權限ニ付解釋ヲ變ヘルコトモ考ヘラレル。

青木名古屋支店長 回收ノ實績ヲ擧ケルニハ氣ヲ新ニシテ特別ニ局カ部ヲ設ケル必要カアルト思フ。

堀越調査局長 私ハ本行ノ貸出十億圓ノ内八億圓以上ノ回收ト云フコトハ數字ノ上カラ云ツテモ是非トモ新設ノ局テヤル價值カアルト思フ。

深井理事 今ノ審査部テヤルトシテモ可ナリ。ソウスルト窓口ヲ持タスニヤルコト、ナルカ只其間事務ノ進行カ圓滑ニ行クカ否ヤハ問題テアル。

菊池福島支店長 ヤリ方ハ打合ハシタ方如何。イキナリ命令モトウカト思フ。
青木名古屋支店長 擔保處分ノ如キハ機敏ヲ要スルコトヨリ考ヘテモ別個ノ局ヲ設ケタ方カヨロシ。

深井理事 別ニ局ヲ設ケルトスレハ審査部トノ關係如何。審査部ハ全然特別融通カラ離レ得ルヤ。

司城審査部主事 整理局カ出來レハ離レテシマフ。

深井理事 次ニ回收ノ實行ニ就テモ大体方針カラ進ンテ研究考慮ヲスル。
審査部テヤルトセハ窓口ヲ持タネハナラヌカソレハ内規ノ改正テヤ

レル。(午後四時半閉會)

五月二十二日（火曜日）午後一時半開會

副總裁、深井理事、濱岡理事、永池理事、部局長、検査役、調査役出席

深井理事 金融制度調査會ノ決議テハ大藏省ニ於テ銀行検査ヲ勵行ス

ルコト、ナツタカラ之ト關聯シテ日本銀行カ各銀行ヲ検査スルコト
カ望マシイト云フコトニナツタ數年前ニハ銀行検査ハ日本銀行ニ委
セタラ如何トノ説アリシモ國ノ検査權能ヲ私人タル日本銀行ニ委シ
得ス、又個人タル日本銀行々員ニモ委シ得ナイト云フノテ或程度迄、
話ハ進ミ乍ラ其儘停頓シテ居ツタカ遂ニ日本銀行カ取引先ト契約シ
テ取引先銀行ヲ調査スレハイ、ト云フコト、ナツタ次第テアルカ檢
査トイフ字ハ意味カ強スキルトイフノテ調査トイフコトニナツタ
所カ金融制度調査會ノ右ノ決議ヲ日本銀行ニ正式ニ通知シ交渉シタ
人モナク其儘ニ過キ其ノ間昨年ノ金融界ノ動搖カ起リ誰モ其事ヲ念
頭ニ置カス經過シタカ今年四月十一日ニ大藏大臣ヨリ總裁宛ニ金融

制度調査會ニ於ケル決議ノ次第モアリ中央銀行カヤルコトハ適當ト
思フト云フ趣旨即「我國金融界ノ實情ニ鑑ミ中央銀行トシテ適當ナ
ル施設ト被存候云々」トイフ通牒カアツタ之ニハ日本銀行ニヤレト
正面カラ明カニハ言テ居ナイカ金融制度調査會カ適當ナ施設ト認メ
ルカラコウ云フ手續ヲシテクレトアツタノテ公式ノ折衝ヲナスコト
、ナツタ

之ニヨリ日本銀行ハ實行ノ案ヲ樹テ審査部、検査部ト併立スル一部
ヲ設ケ之ヲ考査部トシ取引先銀行ノ調査ヲスルコトニ決定シ内規ノ
改正ヲスル爲大藏大臣ノ認可ヲ得タ

内規ニヨル考査部ノ分掌規定ハ特約ニ依ル取引先銀行及代理店銀行
ノ財産及營業狀態ヲ調査ストアリ、取引先トノ契約ノ案ハ大藏省ニ
出シテアルカ必スシモ其通りノモノテナクトモヨク一々具体的ノ事
ニツキ打合ヲスレハヨシ

近日内規ノ改正ヲ實行シ考査部ヲ設クルコト、ナツタ

青木名古屋支店長 考査部ハ検査部ト同シク本支店ヲ通シテヤルカ考
査部ト支店トノ關係ハ如何

深井理事 如何ナル連絡ヲトルノカ便宜カ、ソレヲ伺テ見タシ

青木名古屋支店長 未タキマツテ居ラヌカ

深井理事 ソレハ之カラキメル余地アリ。考査部ト營業局、支店トノ
連絡ハ如何ニスルカ如何ナル程度ノ調査ヲスルカ總テノ銀行ニ付實
地調査ヲヤルカ或ハ書面調査ヲスルカ

中根大阪支店長 契約ニハ調査トイフ字ヲ用フルカ、先方ノ意思ニ反
シテモ實行スルヤ

深井理事 實地ヲ見ヨウトスレハ出來ル譯ナリ

清水文書局長 原則トシテハ書面調査ヲヤリ必要ニ應シテ實地検査ヲ
ナスノカ

深井理事 契約ノ上テハソレハ云テ居ラヌカ兩方ヲ含ンテ居ル

田中神戸支店長 調査ノ結果ヲ如何ニスルカ大藏省トノ連絡ハ如何

深井理事 キマツテ居ルノハ調査ヲスルノニ銀行局長ト打合セルトイ

フコト丈テ調査ノ結果ヲ大藏省へ出ストイフコトニハキマツテ居ラ
ヌ全部出スノカヨイカトウカ問題テアル

連絡問題モ具体的ニ云へハ營業局ノ信用調査係支店ノ營業係カ考査
部ノ委託ヲ受ケテヤルカ、ソレトモ考査部ハ營業局、支店トハ全ク
關係ナシニ別途ニ調査スルカ、問題ナリ

青木名古屋支店長 始メハ書面検査ヨリ外ニ途ナシ、ソノ様子ヲ見タ

上テ實地検査ヲヤルコト、ナルカ

深井理事 書面検査ヨリ外ニ途カナイトハ云ヘナイ書面検査モ實地調

査モ出來ルコトカイ、ト思フ

田中神戸支店長 目的ヲ達スル上カラハ實際ニ見ネハ駄目ナリ

中根大阪支店長

本店カラ行テ支店ノ營業係ヲ使テヤルコトニナルヘ

シ

深井理事

平常仕事ノ相手方テナイモノヨリ調査ヲ受ケル方カ氣持カ

ヨクハナイカ

中根大阪支店長

支店ニ於ケル信用調査ノ結果ハ本店テハワカラヌ双

方一緒ニヤレハ便宜ナラン然ラサレハ仲々充分ニハワカルマイ

田中神戸支店長

調査部設置後ニ各支店ニ於ケル取引店ノ調査ハ繼續

スヘキカ

深井理事

別途ニスレハ繼續シナケレハナラヌ

清水文書局長

調査部ヲ設ケテヤルノナラ正面ハ實地調査カ本則テ書

面検査ハ例外トスル方カヨカラシ書面検査ヲ原則トスルノハ面白ク

ナシヤルナラ實地調査ヲ立前トシタシ

青木名古屋支店長

實地ヲ原則トシテモヤラネハ同シナリ

清水文書局長 ソレヲヤルノタ

深井理事 相手方ノ銀行カ之ニ付何カ感想テモ洩シタルモノアリヤ名

古屋ハ如何

青木名古屋支店長 別ニナシ、契約ヲシテモヨイト云テ居ル

清水文書局長 考査部ハ補償法テ借リテ居ル銀行ヲ検査スルノテアル

ト考ヘテルモノカアル

深井理事 「取引先」トイフ中ニハ特別融通ノ取引先ヲ含ムカ

堀越調査局長 特別融通丈ノモノハ入ラヌ

深井理事 特別融通先ノハ別ナ約束ニヨリ調査スルコトカ出來ル

田中神戸支店長 寧ロ一般的ニ考ヘル方多シ

濱岡理事 一般トハ取引先全部カ

清水文書局長 契約ニ調印セヌモノトハ取引ヲセヌ決心アリヤ

深井理事 勿論ナリ

中根大阪支店長 大藏省ノ手先ニナリ検査スル様ニ考ヘラレルカ日本銀行カ主トナルカ

深井理事 手先トイフ考ハ持タセタクナシ法規ニ違フ様ナコトハ注意モ與ヘルコトモアラウカ要スルニ其銀行ノ經濟的活動カ健全ナリヤ否ヤヲ目標トスルノテ大藏省ノ見方トハ大差アリ大藏省ハ監査官廳トシテ見ルノテアルカ日本銀行ハ法律關係ヲホシクルノカ主テナク經濟的活動ヲ調ヘルノカ主ナリ
何レ考査部ノ責任者カ出來、實行案モアランモ大体ニ於テヤハリ考査部ト營業局及支店トハ別途ニヤルコトニ傾イテ居ル

中根大阪支店長 考査部テ調ヘタコトハ支店ニ知ラセテ貰ヒタシ

深井理事 大体其結果ヲ知ラセルカ支店長ハ之ヲ聞イテ居ラヌ顔ヲシ

テ相手方ニ對シテ行ク方カヨイ

石塚門司支店長 考査部ノ最終ノ目的如何經濟狀態ノ良否ヲ調ヘ其結果ヲ何ニ用フルカ

深井理事 調査シタ結果極端ナモノハ取引ヲ止メルカ取引ノ手心ニモ影響スルシ又進ンテ整理ヲ勸誘スルコトニモ使ハレル

最近ノ實驗ニヨレハトウモアノ銀行ハ整理ヲ要スルト云フ様ニ假リニ豫斷シテ調査ヲ行ヒ、其結果整理ヲスルコトニナルト角カ立ツ、今度ハ業務トシテ調査シ整理ノ必要ナルコトヲ注意スルコトカ出來易クナル

大塚京都支店長 サウナルト支店ヲ通シテヤル仕事カ多クナル支店長ハヨク知テ居ル方ヨシ支店カラモ一人位ツイテ行タ方カヨイ

深井理事 大概ハ知ラセルコトニナルカ其結果ヲ表面ニ出シテ對談スルコトハ如何カト思フ、黙テ居ル方カ味アリ

菊池福島支店長

調査ヲ行ツタ結果整理ノ要アルモノ、整理ヲスルノ

ハ考査部カ

深井理事

ソレハ支店長カ總裁カ、ヤルコトニナラン

青木名古屋支店長

實地調査ハ云フヘクシテ行ハレヌト思フ大藏省ノ

検査ト重複スル、寧ロ書面検査タケヲヤル方カヨイ、實地調査ヲスレハ非常ニ多數ノ人數ヲ要シ殊ニ五大銀行ナトノ検査ハ不能テアル

深井理事

有力ナ銀行ニ對シテ遠慮スルノナラ止メタ方カヨイ

青木名古屋支店長

數ニ於テ實行上困難ナリ

深井理事

五大銀行ヲヤルノト中小銀行ヲヤルノモ同シテアル五大銀

行ヲ除外スルノナラ馬鹿ラシイ

永池理事

日本銀行カ検査スルトナレハ非常ナ人數ヲ要スル。書面檢

査ハ好イ加減ノモノデアル

田中神戸支店長 大藏省テハ實地調査ヲシテモ胡麻カサレテ居ルノカ

アルマシテ書面テハ六ツカシイ

永池理事 ヤル位ナラ徹底的ニヤル必要カアル

深井理事 原則トシテ書面検査ニ限ルトカ或ル銀行ハ止メルトカ實際

問題ニハ種々アルカ、根本ニ五大銀行ヲ除クト云フ様ナコトカアツ
テハ其實績カ上ラヌ

青木名古屋支店長 日本銀行カ責任ヲ持ツト云フモ外部ニ發表セヌノ

テハナイカ

石塚門司支店長 検査シテ構ハネハ良イ銀行ト云フ保障ニナリハシナ

イカ

深井理事 見テ構ハネハ良イト見ル、世間ハイクラカ其感ヲ持ツヘシ

土方副總裁 休業銀行ノ預金者ノ總代等カ來テ日本銀行カ取引スル銀

行タカラ安心シテ預金シタノニ破綻シタノハ遺憾タトノ陳情モアツ

タ、今後新規取引申請ノ際ニハヨク考慮シナケレハナラヌ、日本銀行カ取引スル以上調査ノ權能ヲ利用シテ相當ノ努力ヲセネハナラヌ取引先カ營業停止等ノ場合ニハ一般財界ニ對シテ德義上ノ責任ハ負ハナケレハナラヌ

青木名古屋支店長 書面検査ヲヤルノト實地調査トテ責任カチカウ

土方副總裁 實行上其時ノ狀態ニヨリ書面、實地トチラテモ出來ルトイフコトニナツテ居ラネハナラヌ

田中神戸支店長 實行上緩急アリ時期モアルヘシ

大塚京都支店長 書面タケテハ效果ハアカラヌ

土方副總裁 タ、一度ノ書面検査テハワカラヌ書面検査モヤリ實地調査モヤラネハナラヌ相當ノ期間ヲ置ケハ書面検査テモワカル相當ノ年月ヲ經レハ段々效果カ擧ケラレル此施設カ出來タカラト云ツテスクニ或ル效果ヲ財界ニ齎ストハ思ハナイ、曲折ヲ經テ初メテヨクナ

ル

青木名古屋支店長 初メカラ實行ノ容易ナル方法ヲトル方可ナリト思フ

土方副總裁 大藏省ヘノ監査報告ハ何時テモトレル、政府ト連絡ヲト

ツテ效果ヲアケルノテアル日本銀行カ全責任ヲ持テ總テノ銀行ヲ

by memorandum ハ出來ヌ

青木名古屋支店長 金融制度調査會テ検査トイフ字ヲ調査ト變ヘタノ

ハ實地検査ヲ避ケル意味ハナカツタカ

深井理事 實地調査ヲ避ケルトイフ意味ハナカツタト思フ、國ノ検査

權能ヲ私人タル日本銀行カヤル爲メニ契約テヤルノタカラ即任意ニ

ヤルノタカ其處ニハ氣分ノ問題ハアルカ實地調査ヲ避ケル迄具体的

テハナイト思フ

清水文書局長 代理店契約テハ「調査」ト云テ居ル

深井理事 大藏省テハ自分ノ検査ハ考査部ノ調査ニ拘ラス大イニヤル

ツモリナリ本行ニ於テハ必ス實地調査ヲスルトカシナイトカキメル
要ハナイト思フ

永池理事 各支店ハ支店テ検査ヲスル方カヨクナイカ

大塚京都支店長 連絡ヲトツテヤル方カヨイト思フ、結果カラモサウ
タ

青木名古屋支店長 支店テヤツテモ本店テ統轄セネハナラヌ

深井理事 實際ハ兩方テ連絡ヲトルコトニナル

菊池福島支店長 支店テヤルト世間カラ疑惑ノ眼ヲ以テ見ラレハセヌ
カ取引上ノ秘密ヲ知リスキルノハイカヌ万一秘密カ漏レル惧モアリ
本店テヤル方ヨシ

深井理事 種々御議論カ出マシタカ参考ニスルコト、シ司城サン取引
先ノコトヲ御話下サイ

司城審査部主事 現在ノ取引先中ニハ今後取引先ト見テ行クカトウカ
ト云フ様ナ取引先カアル支店ニヨツテハ整理シタ處モアルカ整理シ
テハ如何

石塚門司支店長 取引先テ調査ノ書類ヲヨコサヌモノカアル金ヲ借リ
ナイノテ出テコヌモノアリ又實質悪クナリ其儘ニナツテルノモアル

深井理事 多少考ヘテ此際ウマク整理スル必要ノモノモアラン審査部
ト打合セラレ度標準調ノミヲ出シテクルニ過キヌモノニ改メテ調査
ニ關スル契約書ヲ取ツタリ彼是スルノハ却テ之ハ寢タ子ヲ起スコト
ニナル

石塚門司支店長 古イ取引先テ金ヲ貸ストキ一厘高ヲ廢シ得ヌカ

深井理事 標準零ノ銀行ト同シニスヘシ

昨日總裁ノ御話ニ「成規外ノ取引ハシナイコトニシ度」トアリシカ
成規外擔保ノ貸出中特ニ手形擔保ノ成績ハ概シテ如何

大塚京都支店長

悪クナツテカラヤツタモノハ成績悪シ

深井理事

ヤハリ成規外ノ取引ハ總テ避ケル方針ヲトルカ數年行ハレ

タ手形擔保ハヤメルトキメタ方カ今後ノ方針トシテ妥當ナラスヤ

司城サン回收方法ニ付テノ大体論如何

司城審査部主事

一、補償法ニ依ル特別融通ノ回收方法（審査部案）

ヲ説明シ又

一、五月八日現在擔保別融通殘高

一、毎月末融通殘高

一、休業銀行ニ對スル貸出高ヲ報告ス

深井理事

補償ノ基準ヲ話サレテハ如何

司城審査部主事

補償ノ基準（昭和二年官房秘令第四〇號）ヲ説明ス

尙利息ヲ下ケテヤルノニハ大藏省テ條件ヲ内定シテ居ル由ナリ

菊池福島支店長 擔保物ノ種類ニ依テノ回收方法ヲ研究サレタシ

永池理事 ソレハ一様ニハ行クマイ

深井理事 休業銀行ヤ延滞セル銀行ニ對シテハ擔保ノ處分ヲ遠慮スル
必要ナシ

司城審査部主事 特別融通ニ要シタル費用ニ付テハ大藏省ト打合中ナリ

菊池福島支店長 利息債權ニ入レテシマツテ元本ニ入レヌ場合テモ原
債權ノ擔保ヲ解除シテモヨイカ

深井理事 擔保不動産處分ノ場合擔保價額以上ニ處分出來ルモノハ事
後ニ承認ヲ受クルコト、シ擔保價額以下ノ場合ニハ事前ニ承認ヲ得
ルコトニシタシ

守川熊本支店長 小サナ銀行テ利息收入モ出來ス擔保ヲ處分シタイ場
合ニ日本銀行ニ先ニ返金シテ擔保ヲカヘシテ貰ヘハ處分出來ルノニ
金カ出來ヌノテ返シテ貰ヘヌモノアリ

深井理事　　コチラテ賣ルコトハ出來ヌカ

守川熊本支店長　　コチラテ處分スルノハ如何カト思フ

深井理事　先方ト合意テ競賣ノ手續ヲスルソノ中ニ日本銀行ノ名カ出テ
モ差支ナイト思フ

守川熊本支店長　　相手方ノ銀行ト第三債務者トノ意思カ合致シテ居ル

カワカラヌカ銀行カ處分シタイ場合ナリ

土方副總裁　　ソレハヤツテモカマワヌ

深井理事　　カ、ル貸出ヲシタ以上ソレニ依テ得タル權利ヲ行フノハ差
支ナイ

永池理事　　營業局テハ營業局ト第三債務者トノ間ニ何年間ニ返ストイ
フ内約ヲシテ置クソノ約束ハ何時テモ變更出來ルコトニシテ居ルカ
如何

深井理事 ソレハ差支ナイコト、思フ

菊池福島支店長 利息ヲマケテクレ、ハ元金ヲ入レルトイフ場合ニ法

定利息ヲマケテモヨイカ

深井理事 伺へハヨシ

守川熊本支店長 先ノ場合ニ、伺ツタ上特約書ヲトリ一時解除スルコ

トハ出来ヌカ

岡田調査役 銀行カ同意スルノナラ處分シタ方ヨロシカラシ

深井理事 先ツ大概之レテ打切りマセウ全体ノ協議會ハ之レテ一應中

止シ明日カラ個々ニ協議スル事ニシマス司城サンソノ順序、仕組ヲ

定メテ下サイ

以 上

日本銀行

97

秘老後



審査部主事 敬

秘第55号

来月十月八日より本支店事務限後全用
催せらるる旨に付此取及可通知也

昭和三年九月十五日

1509

審秘第七四六號

昭和三年九月二十二日

審査部主事



支店長殿



來月開催ノ本支店事務協議會ニ附議セラル、諸問案（別紙）ニ付テハ篤
ト御攻究相願置度御趣旨ニ依リ前以テ御配付申上候也

一、市中銀行保有ノ遊資ヲ減少セシムル適當ノ方法如何

補償法ニ依ル特別融通等ノ結果市場ニ散布セラレタル資金ノ多額ナリシト資金偏在ノ傾向改マラサルトニ依リ市中銀行保有ノ資金ニシテ遊資ト認メラルヘキモノ少ナカラス之レカ爲メ本行ニ於ケル一般預金ハ頗ル多額ニ上リ兌換券膨脹ノ潛勢力ヲ有シ居レルカ相當期間内ニ此ノ遊資ノ減少ヲ圖リ通貨膨脹ノ弊ヲ未然ニ防ク適當ノ方策アリヤ之ニ就キ各自ノ意見ヲ承リタシ

二、國庫國債事務取扱ノ爲メ適當ノ代理店引受銀行ヲ得難キ地方ニ於テハ

其事務ノ取扱ハ之レヲ如何ニスヘキヤ

地方ニヨリテハ銀行ノ資産信用等ヨリ見テ代理店事務ノ取扱ヲ引受ケシムルニ適當ナル銀行ナキコトアルヘク又相當有力ノ銀行アルモ其銀行ノ都合上之レカ引受ヲ爲サルコトモアルヘク此ノ如キ場合

其事務ノ取扱機關ヲ如何ニスヘキヤ其方針ニ付テハ豫メ攻究シ置ク
コトヲ要スヘシ依テ本問題ニ關シ各自ノ意見ヲ承リタシ